

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社会的良識に従った公正な企業活動を行い、株主や顧客の皆様、地域社会、従業員等あらゆるステークホルダーから信頼されること、企業の持続的発展と企業価値の最大化に不可欠であると考えております。そして、内部統制システムを含めたコーポレート・ガバナンスの充実、ステークホルダーの信頼を獲得し、企業の社会的責任を果たすうえで、最も重要な経営課題であると認識しております。

当社は、的確な経営の意思決定、それに基づく適正かつ迅速な業務執行ならびにそれらの監督・監視が十分に機能する経営体制を構築するとともに、幅広い情報公開により経営の透明性を確保することにより、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則3 - 1】(情報開示の充実)

() 役員候補者の指名に関する方針と手続き

取締役候補者および監査役候補者の指名については、性別、年齢および国籍の区別なく、それぞれの人格、識見、能力等を総合的に判断のうえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、その役割と責任を全うできる適任者を指名することを方針としております。

加えて、取締役候補者については「取締役として株主からの経営の委任に応えることの重要性」を、また、監査役候補者については「企業経営における監査ならびに監査役機能の重要性」を加味して指名しております。

また、指名手続きについては、代表取締役・独立社外取締役を構成員とする任意の指名・報酬委員会における答申を受け、取締役会にて決定する方式を検討しております。

(V) 役員候補者の個々の選解任、指名についての説明

経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名、解任を行う際の、個々の選解任・指名理由を株主総会招集通知に開示することを検討しております。

【補充原則4 - 1 - 3】(最高経営責任者等の後継者計画の監督)

当社は、最高経営責任者等の指名にあたり、「当社グループの持続的な事業拡大を牽引するための十分なリーダーシップがあり、経営理念に掲げる「創業者精神」に基づく高い志を有する人物」を指名すべきものと考えております。当社では、この最高経営責任者の「あるべき姿」に基づき、最高経営責任者の後継人材として人格、識見、実績を勘案して適当と認められた人材候補群を選定、その人材候補群を後継者として育成する計画を取締役会にて監督する案を検討しております。

【補充原則4 - 3 - 1】(公正かつ透明性の高い手続による経営陣幹部の選解任)

当社では、CEOの選任や解任については、代表取締役・独立社外取締役を構成員とする任意の指名・報酬委員会を設置し、客観性、適時性、かつ透明性の高い審議を経た答申をもとに、取締役会にて決定することを検討しております。

【補充原則4 - 3 - 2】(客観性・適時性・透明性ある手続によるCEOの選任)

当社では、CEOの選任や解任については、代表取締役・独立社外取締役を構成員とする任意の指名・報酬委員会を設置し、客観性、適時性、かつ透明性の高い審議を経た答申をもとに、取締役会にて決定することを検討しております。

【補充原則4 - 3 - 3】(CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続の確立)

当社では、CEOの選任や解任については、代表取締役・独立社外取締役を構成員とする任意の指名・報酬委員会を設置し、客観性、適時性、かつ透明性の高い審議を経た答申をもとに、取締役会にて決定することを検討しております。

【補充原則4 - 10 - 1】(独立した諮問委員会の設置による独立社外取締役の関与・助言)

当社は、CEO・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、代表取締役・独立社外取締役を構成員とする任意の指名・報酬委員会を設置し、活用することを検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4】(政策保有株式)

< 政策保有に関する方針 >

当社は、取引先との関係維持、取引拡大ならびに取引機会の創出を目的として、政策保有株式を保有しております。新規取得および保有継続の是非については、保有先企業との取引関係、提携、協業等の協力関係等が、中長期的に当社グループの企業価値の向上に資するかどうかを判断基準としております。

< 政策保有株式の検証 >

当社は、個別の政策保有株式ごとに、保有に伴う便益やリスクが当社の資本コストに見合っているのか、および中長期的に当社グループの企業価値に資するという保有目的に沿っているかを精査し、毎年、取締役会において検証を行っております。保有の意義や合理性が認められない銘柄は売却し、縮減するなど見直します。

< 政策保有株式にかかる議決権行使基準 >

当社は、政策保有株式に係る議決権行使について、当該議案の内容が投資先企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するかどうか、また、当社グループの株主価値を毀損するおそれがないかを考慮して、議案ごとに賛否の判断を行います。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社では、取締役が行う競業取引および利益相反取引については、会社法等の関係法令および当社の「取締役会規程」に基づき、取締役会において承認を得ることとし、当該取引を実施した場合には、遅滞なくその重要な事実を取締役に報告することとしております。なお、当社と関連当事者との取引については、各取引内容を調査したうえで、法令等に従い、開示対象となる取引がある場合には、計算書類の注記表および有価証券報告書においてその内容を開示しております。

【原則2-6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社の企業年金基金は、執行機関である理事会ならびに事務局に専門性を持つ人材を配置するなど運用面で期待される役割を發揮できる体制を整えております。

また、資産運用委員会は、人事、経理、財務部門より当該機能の専門性をもった者で構成されており、専門性および受給者保護の観点から健全な年金資金の運用が確認できる体制を整えております。

【原則3-1】(情報開示の充実)

() 企業理念、経営戦略・経営計画

当社は、当社グループの経営理念を制定し、公表しています。詳細は、当社のホームページをご参照ください。

(<https://www.awi.co.jp/company/idea/>)

また、当社は、当社グループの長期経営ビジョンである「売上高1兆円企業ビジョン」を実現するため、2019年度から2021年度までの3カ年を実行期間とする中期経営計画「NEXT2020-Final」を策定し、公表しています。詳細は、当社のホームページをご参照ください。

(<https://www.awi.co.jp/ir/message/plan.html>)

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンス報告書のI-1.「基本的な考え方」に記載していますので、ご参照ください。

() 役員報酬の決定に関する方針と手続き

取締役および監査役に対する報酬の決定方針と手続きについては、コーポレート・ガバナンス報告書のI-1.「機関構成・組織運営等に係る事項」の【取締役報酬関係】に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-1-1】(経営陣に対する委任の範囲の概要)

当社では、「取締役会規程」および「取締役会付議基準」を定め、法令および定款に定める事項のほか、取締役会において決議および報告すべき事項を明確化しております。取締役会の決議が必要とされるのは、経営計画の決定、重要な組織の設置・廃止、重要な人事、重要な投融資および事業譲渡等に関する事項です。また、業務執行取締役や組織長の業務分掌ならびに意思決定に関する権限については、「組織規程」および「職務権限規程」を定め、委任の範囲を明確にしております。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準および資質)

当社は、会社法や金融商品取引所が定める要件・基準に加え、取締役会の決議により定めた「社外役員の独立性に関する判断基準」を満たした者を独立社外取締役として選定しております。また、当社では、独立社外取締役候補者の選定に当たり、当社の経営に対し、率直かつ建設的な助言等をいただける高い専門性と豊富な経験を重視しております。

「社外役員の独立性に関する判断基準」については、本報告書のII-1.「機関構成・組織運営等に係る事項」の【独立役員関係】に記載していますので、ご参照ください。

【補充原則4-11-1】(取締役会の全体としてのバランス、多様性および規模に関する考え方)

当社は、定款において取締役の員数を20名以内と定めており、現在、当社の取締役会は独立社外取締役2名(うち女性1名)を含めた計20名の取締役で構成しております。当社の取締役会は、会社の各機能と各事業領域をカバーするための経験や能力、そして的確かつ迅速な意思決定のための適材適所の観点などを総合的に考慮し、当社グループの業務に精通した取締役と、社外で豊富な経験と知見を有する独立社外取締役を複数選任し、取締役会全体としてのバランスや多様性が当社にとって最適な形で確保されるよう努めております。

【補充原則4-11-2】(取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況)

当社は、取締役および監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合、その兼任によって当社の取締役および監査役としての職務執行に支障が生じないことを確認しています。また、取締役および監査役の他の上場会社における役員の兼任状況については、株主総会招集通知および有価証券報告書において開示していますので、ご参照ください。

株主総会招集通知:

<https://www.awi.co.jp/ir/shareholder/investor.html>

有価証券報告書:

<https://www.awi.co.jp/ir/library/securities.html>

【補充原則4-11-3】(取締役会全体の実効性についての分析・評価)

当社は、取締役会全体の実効性を向上させるため、毎年、取締役および監査役による自己評価等の方法により、取締役会全体の実効性についての分析、評価を行い、その結果の概要を開示しております。

2018年度分に関しても、外部機関の知見を得ながら、自己評価として、取締役会の構成員である全ての取締役・監査役を対象にアンケートを実施しました。回答方法は記名方式とし、主なアンケート項目としては、「取締役会の構成」、「取締役会の運営」、「トレーニング」、「取締役会に関する自身の取り組み」等としました。そして、このアンケート結果を基に、取締役会において、取締役会全体の実効性に関する現状と課題について、分析・評価を行いました。

その結果、当社の取締役会は、審議に適当な規模と十分な多様性を備えており、取締役会に上程された議案の数、内容も適切であり、会議において積極的な質問や発言を行う等により十分に審議が尽くされるよう努めているなど、おおむね肯定的な評価が得られたことから、当社の取締役会は、全体として、コーポレートガバナンス・コードが定める役割・責務を果たしており、取締役会の実効性は十分に確保されていることが確認されました。

一方で、取締役会における審議項目数の適正化に向けた課題についても共有しました。

今後、当社の取締役会では、本実効性評価を踏まえ、取締役会の機能をより高める取り組みを継続的に実施してまいります。

【補充原則4-14-2】(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

当社は、取締役および監査役が、その役割と責務を適切に果たすうえで必要な知識を習得、更新することができるよう、就任時に加え、就任後も、必要に応じて、外部の専門家による研修会等への参加の機会を提供しております。

加えて、新任の社外取締役および社外監査役に対しては、就任時に、当社の経営理念、事業内容、組織等に関する説明の機会を設けております。

【原則5 - 1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、株主・投資家に対して、当社の経営・財務等に関する正確な情報を適時かつ公平に開示するとともに、建設的な対話を行うことによって、長期的な信頼関係を構築することが不可欠であると認識しております。

株主・投資家との対話については、IR担当の執行役員が統括するとともに、IR担当部署である「広報・IR部」が中心となって、社内の関係部署と有機的に連携を図り、適切な情報提供や経営陣との対話機会の設定等を行う体制としております。当社では、株主総会に加え、代表取締役社長が出席する決算説明会を年1回開催するほか、四半期決算発表の当日にアナリスト・機関投資家を対象とした電話カンファレンス等を実施するとともに、随時、工場見学会やスモールミーティング、海外機関投資家訪問等を実施しております。株主・投資家との対話を通じて得られた当社経営に対する意見や懸念等については、必要に応じて、代表取締役をはじめとする経営陣幹部に報告することとしております。なお、株主・投資家との対話に際しては、インサイダー情報の漏洩防止を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	16,051,900	7.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,162,200	4.91
日本製鉄株式会社	10,000,000	4.40
三井住友信託銀行株式会社	7,936,000	3.49
株式会社三井住友銀行	6,196,198	2.72
エア・ウォーター取引先持株会	5,428,748	2.39
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 1300000	5,161,660	2.27
株式会社北洋銀行	4,428,473	1.95
株式会社北海道銀行	4,113,097	1.81
大阪ガスリキッド株式会社	3,786,750	1.66

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

1. 株式会社三井住友銀行の所有株式数には、同行が退職給付信託の信託財産として拠出している株式3,000,000株が含まれており、その議決権行使の指図権は同行に留保されております。なお、当該株式に関する株主名簿上の名義は、「株式会社S M B C信託銀行(株式会社三井住友銀行退職給付信託口)」であります。

2. 三井住友信託銀行(株)から2020年3月5日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、2020年2月28日現在で三井住友信託銀行(株)他2名の共同保有者がそれぞれ以下のとおり当社株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当第4四半期会計期間末日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には株主名簿上の所有株式数を記載しております。

なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称

住所

保有株券等の数(千株)

株券等保有割合(%)

三井住友信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内1丁目4番1号

7,936

3.45

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

東京都港区芝公園1丁目1番1号

5,898

2.57

日興アセットマネジメント株式会社

東京都港区赤坂9丁目7番1号

2,519

1.10

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、札幌 既存市場
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の子会社である川本産業株式会社は、東証第二部に株式を上場しています。当社は、同社と緊密な連携を保ちつつ、同社の事業運営についてはその独立性を尊重することを基本としています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
坂本 由紀子	その他													
清水 勇	その他													
松井 隆雄	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂本 由紀子			坂本由紀子氏は、厚生労働省で要職を歴任され、静岡県副知事や参議院議員も務められるなど、豊富な経験と高い見識を有しており、これらの経験と見識を活かし、当社の経営全般に対して有益な助言等を行って頂いていることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあることとされる事項に該当しておらず、当社が定める「社外役員の独立性に関する判断基準」(「独立役員関係」その他独立役員に関する事項参照)を満たしていることから、独立役員に指定しています。

清水 勇		清水勇氏は、生態学の分野を究めてこられ、京都大学より名誉教授の称号を授与され、研究者および大学教授としての豊富な経験と高い見識を有しており、これらの経験と見識を活かし、当社の経営全般に対して有益な助言等を行って頂いていることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、当社が定める「社外役員の独立性に関する判断基準」(「独立役員関係」その他独立役員に関する事項、参照)を満たしていることから、独立役員に指定しています。
松井 隆雄	松井隆雄氏は、当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人の出身です。同氏は、2018年6月に同監査法人を定年退職しており、同監査法人の意向に影響される立場にはありません。	松井隆雄氏は、長年にわたる公認会計士としての豊富な経験と高い見識を有しており、これらの経験と見識を活かし、当社の経営全般に対して有益な助言等を行って頂いていることから、当社の社外取締役として適任であると判断しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	6名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人である有限責任あずさ監査法人は、定期的に会合を持つほか、必要な都度、意見交換を行っています。監査役は、会計監査人より、その監査計画、監査の実施状況ならびに四半期レビュー結果および期末の監査結果(財務報告に係る内部統制監査を含む)について説明を受け、意見交換を行っております。また、監査役からは、会計監査人に対し、監査役監査の計画、実施状況および結果を説明し、意見交換を行っております。

監査役と内部監査部門である監査室については、それぞれの監査の実効性を確保するため、定期的に会合を持つほか、必要な都度、意見交換を行っています。また、監査役は、監査室より、内部監査の実施状況および監査結果について説明を受け、意見交換を行うほか、必要に応じ、監査室に対して調査を求めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
恒吉 邦彦	他の会社の出身者													
林 醇	弁護士													
林 信夫	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
恒吉 邦彦		<p>恒吉邦彦氏は、過去当社グループの主要な借入先である三井住友信託銀行㈱の業務執行者として勤務し、2012年3月に同行退職後2019年3月まで同行のグループ会社において業務執行者として勤務していました。同氏は、出身銀行である三井住友信託銀行㈱を退職した後相当期間経過しているため、同行の意向に影響される立場にはありません。</p> <p>また、三井住友信託銀行㈱は、当社の株式を保有していますが、当社の主要株主(金融商品取引法において規定される議決権のある発行済み株式の100分の10以上を保有する株主)には該当しません。</p> <p>また、当社グループは、三井住友信託銀行㈱との間に資金借入等の取引関係がありますが、当社グループは、複数の金融機関と取引があり、突出して同行に依存している状況にはないため、同行から当社の経営に影響を受けることはありません。</p>	<p>恒吉邦彦氏は、金融機関出身者としての専門的な知識と経験を有しており、これらの知識と経験を活かし、当社の業務執行における適正性確保に有用な指摘・提言を行うなど、当社が期待する監査機能を十分に発揮して頂いており、当社の社外監査役として適任であると判断しています。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、当社が定める「社外役員の独立性に関する判断基準」(「独立役員関係」)その他独立役員に関する事項(参照)を満たしていることから、独立役員に指定しています。</p>
林 醇			<p>林醇氏は、裁判官および弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、これらの経験と見識を活かし、当社の業務執行における適正性確保に有用な指摘・提言を行うなど、当社が期待する監査機能を十分に発揮して頂いており、当社の社外監査役として適任であると判断しています。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、当社が定める「社外役員の独立性に関する判断基準」(「独立役員関係」)その他独立役員に関する事項(参照)を満たしていることから、独立役員に指定しています。</p>
林 信夫			<p>林信夫氏は、長年にわたる研究者および大学教授としての豊富な経験と高い見識を有しており、これらの経験と見識を活かし、当社の業務執行における適正性確保に有用な指摘・提言を行うなど、当社が期待する監査機能を十分に発揮して頂いており、当社の社外監査役として適任であると判断しています。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、当社が定める「社外役員の独立性に関する判断基準」(「独立役員関係」)その他独立役員に関する事項(参照)を満たしていることから、独立役員に指定しています。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

- 社外役員の独立性に関する判断基準
 当社は、社外取締役および社外監査役(以下、総称して「社外役員」という。)または社外役員候補者が、次の各要件のいずれにも該当しないと判断される場合には、当社に対し十分な独立性を有しているものと判断する。
1. 当社および当社の子会社(以下、総称して「当社グループ」という。)の業務執行者または過去10年間に当社グループの業務執行者になったことがある者
 2. 過去10年間に当社グループの非業務執行取締役または監査役になったことがある者については、その就任前の10年間に当社グ

ループの業務執行者になったことがある者

3. 当社グループを主要な取引先とする者2またはその業務執行者
4. 当社グループの主要な取引先である者3またはその業務執行者
5. 当社の主要株主(総議決権数の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者。以下同じ。)またはその業務執行者
6. 当社グループが主要株主となっている者の業務執行者
7. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
8. 当社グループから役員報酬以外に、多額4の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等(当該財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
9. 当社グループから多額4の寄付または助成を受けている者またはその業務執行者
10. 当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員に就いている場合における当該他の会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
11. 過去3年間に於いて上記3から10までのいずれかに該当していた者
12. 上記1から11.までのいずれかに該当する者が重要な業務執行者5である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族

但し、上記の各要件のいずれにも該当していない場合であっても、独立役員としての責務を果たせないと判断するに足る事情があるときには、当該社外役員を独立役員に指定しないことがある。

以上

- 1 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者および使用人等の業務を執行する者をいう。
 - 2 当社グループを主要な取引先とする者とは、その者の過去3事業年度のいずれかにおいて年間連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けた者をいう。
 - 3 当社グループの主要な取引先である者とは、当社の過去3事業年度のいずれかにおいて年間連結売上高の2%以上の支払いを当社グループに行っている者、または当社の直近事業年度末における連結総資産の2%以上を当社グループに融資している者をいう。
 - 4 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は当該団体の連結売上高もしくは総収金額の2%に相当する額または年間1,000万円のいずれか高い方であることをいう。
 - 5 重要な業務執行者とは、業務執行者のうち、業務執行取締役、執行役、執行役員および部門責任者等の重要な業務を執行する者をいう。
- (注) 上記の「事業年度」は、個人の場合には、所得税の計算の対象となる年度と読み替える。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

譲渡制限付株式報酬制度の導入

役員報酬制度の見直しの一環として、取締役(社外取締役を除く)が従来にも増して、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、これまでの株式報酬型ストックオプション制度に代えて、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入することにつき、2019年6月26日開催の第19期定時株主総会において承認されております。

- ・譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、年額100百万円以内
- ・割り当てる譲渡制限付株式の総数は、年125,000株以内

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 **更新**

直前事業年度(2019年度)における取締役(23名)の報酬等の額は1,053百万円、監査役(5名)の報酬等の額は88百万円であります。また、そのうち社外役員(5名)の報酬等の額は60百万円であります。

- (注) 1. 上記の取締役の報酬等の額には、ストックオプションとして取締役(18名)に付与した新株予約権の当該事業年度における費用計上額68百万円が含まれております。
2. 上記の取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式に関する報酬等として取締役18名に支給した金銭報酬債権の当事業年度における費用計上額68百万円が含まれております。
3. 上記の取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役4名に対する使用人分給与54百万円は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- 取締役および監査役の報酬限度額は、次のとおりであります。
 - 取締役の報酬限度額は、2017年6月28日開催の第17期定時株主総会において年額1,130百万円(うち社外取締役34百万円)と決議しております。
 - 上記(1)に記載の取締役の報酬限度額とは別枠として、2019年6月26日開催の第19期定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額100百万円以内と決議しております。
 - 監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第7期定時株主総会において年額98百万円と決議しております。
- 取締役(社外取締役を除く)の報酬については、固定枠である基本報酬と業績に連動する変動枠(賞与)のほか、当社の取締役(社外取締役を除く)が、従来にも増して株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高める為、従来の株式報酬型ストックオプションに代えて新たに導入した譲渡制限付株式報酬制度により構成されております。また、社外取締役および監査役の報酬については、基本報酬と賞与で構成しています。各取締役の報酬額については、株主総会の決議により定めた報酬総額の範囲内で、当該報酬の水準が各取締役の役割と責任および業績に報いるに相応しいものであること、ならびに当該報酬が中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブとして有効に機能することなどを考慮し、決定しています。なお、決定の手続きとしては、代表取締役が協議のうえ、各取締役の報酬額の案を作成した後、独立社外取締役に意見を求めたうえで取締役会に提案し、取締役会において決議します。また、各監査役の報酬額については、株主総会の決議により定めた報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会の事務局である総務部が、取締役会の付議議案および報告事項に係る資料を事前に配布するとともに、必要に応じてその内容について事前に説明をしています。
社外監査役が求めるかまたは監査役間で共有すべきと考えられる会社の情報および資料等は、主に常勤監査役が社外監査役に対して伝達または提出しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会において経営の重要な意思決定、業務執行の監督を行い、監査役が取締役会等重要会議への出席等を通じて取締役の職務の執行を監査する監査役設置会社であります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制における各機関および部門の概要は、次のとおりであります。

(1) 取締役・取締役会

当社の取締役会は、社内取締役6名(うち女性0名)、社外取締役3名(うち女性1名)の計9名で構成され、法令又は定款に定める事項のほか、当社グループの経営並びに業務執行に関する重要事項について決定並びに報告がなされ、取締役相互の監督及び監視に係る機能を果たしております。また、当社では、社外取締役3名を選任し、外部の客観的な視点から当社の経営に有益な助言等をいただくことにより、経営監督機能の強化に努めております。なお、変化の激しい経営環境下において最適な経営体制を機動的に構築することを可能とし、かつ事業年度毎の取締役の経営責任をより明確化するため、取締役の任期は1年としております。

(2) 最高経営委員会

当社グループの広範囲にわたる事業領域における的確かつ迅速な意思決定を支える機関として、常務以上の役付取締役と各事業部門の責任者等で構成する最高経営委員会を原則として月1回開催しております。最高経営委員会は、広範囲かつ多様な見地から取締役会の付議事項について事前審議を行うほか、当社グループの業務執行に関する重要事項について審議を行っております。

(3) 監査役・監査役会

当社の監査役会(2019年度は15回開催)は、社内監査役2名(うち女性0名)、社外監査役3名(うち女性0名)の計5名で構成されております。また、当社では、社外監査役3名を選任し、外部の客観的な視点から当社の監査に有益な助言等をいただくことにより、経営の監視・監督機能の強化に努めております。各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査の基準等に従い、取締役会その他の重要な会議に出席するなどの方法により経営執行状況の把握と監視に努めるとともに、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用状況等の監視・検証を通じて、取締役の職務の執行が法令・定款に適合し、会社業務が適正に遂行されているかを監視しております。また、監査役は、会計監査人及び内部監査部門からその監査の状況及び結果について定期的に説明を受けるとともに、情報・意見交換を行っております。

(4) 内部監査部門

内部監査については、内部監査部門である監査室(専属スタッフ13名)が当社グループにおける法令および社内諸規則の遵守状況のほか、業務プロセスの適正性と妥当性について定期的に監査を実施しています。また、監査室は、財務報告の信頼性と適正性を確保するための内部統制システムの構築および運用状況について監視および監督を行うとともに、その有効性の評価については、代表取締役の責任と指揮の下で主管部門としての役割を果たしています。また、当社では、監査室のほかに、コンプライアンス、保安防災および環境保全について当社グループを横断的に管理、統制する専任部署として、「コンプライアンスセンター」(専属スタッフ15名)を設置しています。なお、それぞれの内部監査によって当社の経営に重要な影響を及ぼすおそれのある事実が確認された場合には、監査役および代表取締役に適宜、報告する体制としています。

(5) 会計監査人

会計監査については、有限責任あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、同監査法人が監査を実施しています。2019年度において当社の会計監査業務を執行した公認会計士(指定有限責任社員・業務執行社員)は、松山和弘、城戸達哉、藤本裕人の3氏であります。

なお、現在、当社は、各社外取締役及び各監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、変化の激しい経営環境下において経営の迅速性と機動性を確保することができ、また、前記2に記載したコーポレート・ガバナンス体制により、経営に対する監視・監督機能の客観性ならびに中立性を十分に確保できると判断しているため、監査役設置会社制度を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	従来の書面投票に加え、インターネットで議決権を行使できる制度(電子投票制度)を導入している。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加している。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英語版を議決権電子行使プラットフォームに掲載している。
その他	招集通知、決議通知および議決権行使の集計結果を当社ホームページに掲載している。なお、招集通知については、発送の7日前に当社ホームページに掲載している。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役社長が出席する決算説明会を年1回開催するほか、四半期決算発表の当日にアナリスト・機関投資家を対象とした電話カンファレンス等を実施するとともに、随時、工場見学会やスモールミーティング等を実施している。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	概ね年1回の頻度でIR担当の上席執行役員が海外機関投資家を個別訪問し、中期経営計画の進捗や決算状況等について説明を行っている。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL (https://www.awi.co.jp/ir/) 当社ホームページにおいて、決算説明資料、中期経営計画、業績ハイライト、IRニュース、IRイベントスケジュール、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、統合報告書、株主総会情報、株主還元・配当、株主報告書等を掲載している。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署 : 広報・IR部 担当責任者: 上席執行役員 広報・IR部長 井上 喜久栄	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループ共通の企業倫理に関する規範として「エア・ウォーターグループ倫理行動規範」を制定し、その中で役員を含む社員一人ひとりが、株主や顧客、取引先、従業員などさまざまなステークホルダーの皆様を尊重し、信頼を得られるよう行動することを規定している。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、環境基本方針において企業ビジョン「地球資源循環カンパニー」を定め、環境負荷低減製品の製造・販売、省資源・省エネルギーに努めるなど、事業活動を通じて地球環境に貢献することを実践している。また、当社の環境に対する基本姿勢と環境負荷低減への取り組み、CSR活動の状況等について、統合報告書を年1回作成し、当社ホームページに掲載している。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループ共通の企業倫理に関する規範として「エア・ウォーターグループ倫理行動規範」を制定し、その中で当社とステークホルダーの皆様が関わりのある情報を積極的かつ公正・公平、タイムリーに開示することを規定している。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当該会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」の構築に関する基本方針を以下のとおり定め、この基本方針により構築する体制の下で、当社及び子会社の業務の適正性並びに効率性の確保に努めております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. コンプライアンス体制の基礎として、当社グループの役員及び従業員が法令等を遵守し、社会倫理を尊重した行動を実践するための行動指針となる「エ・ウォーターグループ倫理行動規範」を制定し、社会倫理と遵法精神の教育啓蒙並びに法令遵守に関するルールの整備を進める。
 - ロ. 当社グループにおけるコンプライアンス上の問題を一元的に管理する統括部署として代表取締役の直轄組織である「コンプライアンスセンター」を設置し、取締役又は執行役員の中からその責任者を任命する。また、コンプライアンスに関する重要事項の協議を行う機関として「コンプライアンス委員会」を設置するほか、当社グループの役員および従業員がコンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、職制ルートを経さず、直接「コンプライアンスセンター」および社外弁護士等に報告、相談を行うことができる内部通報制度を設置し、運用する。
 - ハ. 取締役は、定期的又は必要に応じて随時開催する取締役会において、業務執行の状況を報告するとともに、相互にその業務執行を監督する。また、監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に基づき、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、子会社を含む業務執行状況の調査等を通じて、当社グループの取締役の職務執行について監査する。
 - ニ. 内部監査部門である「監査室」は、内部監査規程及び内部監査計画に基づき、当社グループの業務活動について社内規則及び法令に対する遵守状況等を内部監査する。また、内部監査の結果については、代表取締役並びに監査役に報告する体制とする。
 - ホ. 当社グループは、独占禁止法の遵守について、定期的に外部専門家からの助言を受け、役員及び従業員に対する独占禁止法に関する教育を継続的に実施するほか、同業他社との接触等の統制を徹底するとともに、「コンプライアンスセンター」が当社グループにおける独占禁止法の遵守に関する社内規程の運用及び遵守状況のモニタリングを定期的に行う体制とする。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議決裁書類等の取締役の職務執行に係る情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、文書管理に関する社内規程等に基づき、適切かつ確実に保存及び管理する。また、取締役、監査役又は内部監査部門がこれらの文書等の閲覧を要請した場合には、直ちに提出できる体制とする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社グループの事業活動において特に重要なリスクであると認識しているコンプライアンス、保安防災及び環境保全に係るリスクについては、「コンプライアンスセンター」がその統括部門として、当社グループを横断的に管理する体制とする。
 - ロ. 情報セキュリティ、品質管理、知的財産及び契約等に係る個別リスクについては、それぞれの担当部門を設置し、社内規程の制定、マニュアルの作成並びに教育研修の実施等を行うとともに、事前審査や決裁制度を通じて当社グループにおける当該リスクを管理する体制とする。
 - ハ. 「コンプライアンスセンター」を事務局とする「リスクマネジメント検討会」を定期的に行い、当社グループにおけるリスク管理の状況を把握するとともに、当社グループにおけるリスク管理の強化を推進する体制とする。
 - ニ. 事業活動への影響が大きいと想定されるリスクが発生した場合には、「危機管理規程」に基づき、直ちに危機管理委員会を社内設置し、発生したリスクに対し迅速かつ適切に対処する体制とする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社は、適正かつ効率的な職務の執行を確保するための組織規程、職務権限規程において業務分掌並びに意思決定に関する権限を定め、各取締役及び執行役員の権限と責任の明確化を図る。また、子会社においてもこれに準拠した体制を構築する。
 - ロ. 取締役会で選任された執行役員への権限委譲により、広範囲にわたる事業及び業務領域における意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化を図る。なお、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を機動的に構築するため、取締役及び執行役員の任期は、それぞれ1年とする。
 - ハ. 一定規模以上の事業については、カンパニー（社内擬似分社）制を導入し、各カンパニー長がその事業執行について権限を委譲される一方で、関連する子会社を含めた連結業績について責任を負う体制とする。
 - ニ. 取締役会において中期経営計画を定め、それに基づく主要経営目標を設定する。併せて年度毎のカンパニー別、事業部門別、子会社別の事業戦略並びに利益計画を設定し、その実績を月次単位で管理することにより、効率的な取締役の職務執行を確保する。
- (5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 監査役及び内部監査部門である「監査室」は、子会社の監査役と連携して子会社の監査を定期的に行い、当社グループにおける業務執行の適正を確保する。
 - ロ. 子会社に、原則として当社から取締役及び監査役を派遣して業務執行の適正と監督機能の実効性を確保する。
 - ハ. 関係会社規程において各子会社を主管する担当部門のほか、各子会社が当社に対して報告並びに事前承認を求められるべき事項を明確化し、子会社から当社への報告体制を整備するとともに、子会社に関する一定の重要事項については当社の取締役会においても審議する。
 - ニ. 金融商品取引法に基づき、当社グループの財務報告の信頼性と適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制の体制構築に関する基本計画を定め、これに基づき有効かつ適正な評価ができる内部統制システムを構築し、適切に運用する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助する使用人を配置する。当該使用人は、業務執行上の指揮命令系統には属さず監査役の指揮命令に従うこととし、当該使用人の任命、異動、評価等に関しては、監査役会の事前の同意を得たうえで決定するものとする。
- (7) 当社並びに子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - イ. 監査役が、重要な意思決定のプロセスや業務執行の状況を詳細に把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、稟議決裁書類その他の業務執行に関する文書等をいつでも閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその職務執行の状況報告を求め

ることができる体制とする。

- ロ. 取締役及び使用人は、監査役又は監査役会に対して、法定の事項に加えて、当社グループの経営に重要な影響を及ぼすおそれのある事実、内部監査の実施状況並びに監査の必要上において報告を求められた職務執行の状況について、速やかに報告する体制とする。
- ハ. 当社の監査役への報告を行った当社グループの取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が職務執行について生じる費用の前払又は償還等請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が、代表取締役、会計監査人、内部監査部門並びに子会社の監査役と定期的に意見交換の機会を持ち、監査上の意見及び情報の交換を行うことにより監査の実効性を確保できる体制とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「エア・ウォーターグループ倫理行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない、という方針を明確にしています。

また、当社では、総務担当部署が、反社会的勢力との関係を遮断するための対応統括部署として、弁護士や警察などの外部専門機関との緊密な連携関係を構築するとともに、反社会的勢力に関する情報収集を行い、必要に応じて、当社グループ内の関係する部署に対して注意喚起や対処方法などに関する教育を実施しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

- (1) 内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図は、【参考資料1】をご参照ください。
- (2) 適時開示体制の概要

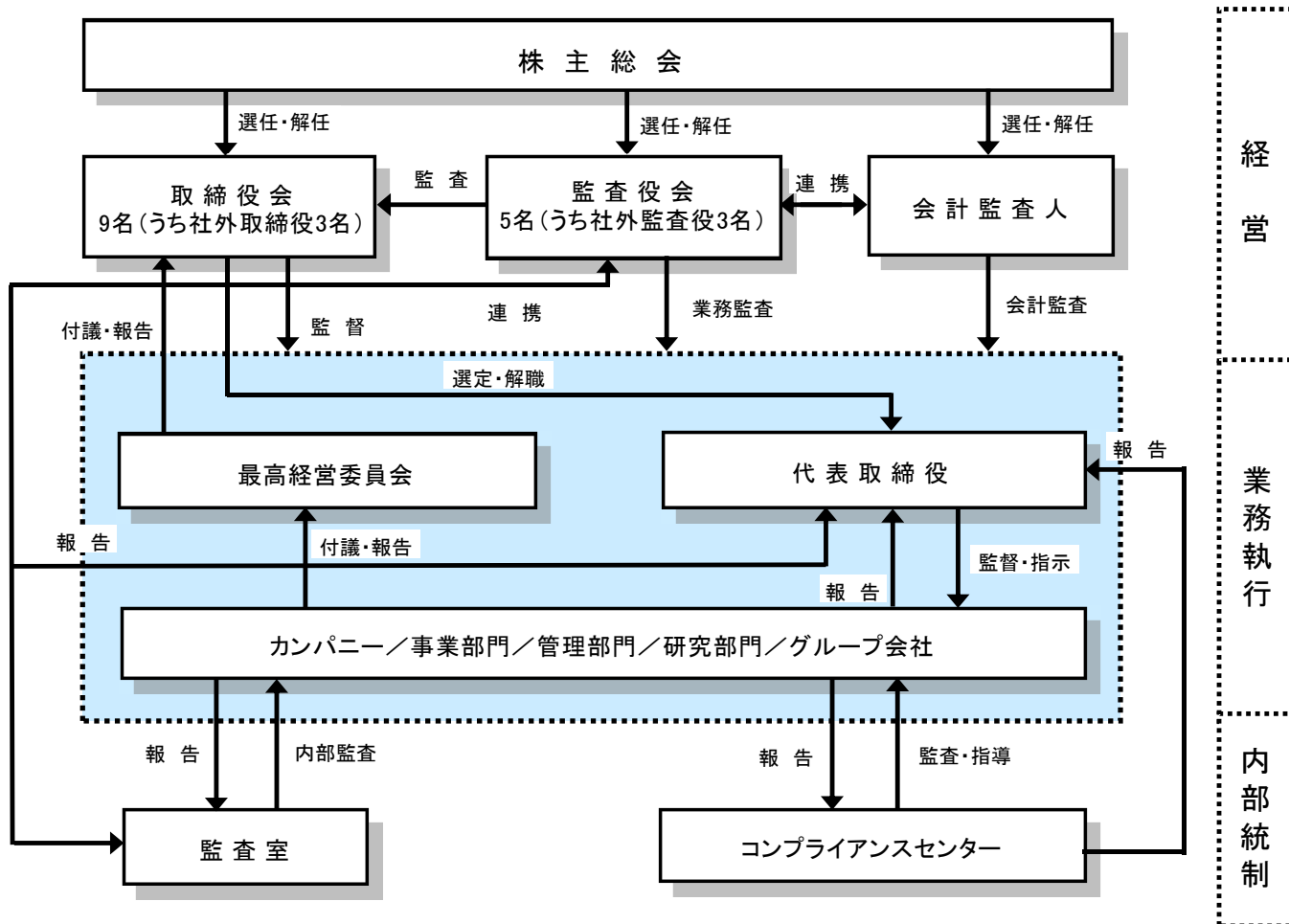
当社は、内部情報の管理、内部情報の公表ならびに当社および当社子会社の役員および従業員等による株式売買等の管理に関し、その遵守すべき事項として「内部情報および内部者取引管理規程」を定めております。

この規程では、当社および当社子会社の役員および従業員等の内部情報(未公表の当社および当社子会社等の決定事実、発生事実、決算情報)に関する報告義務と管理責任について定めるとともに、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に基づき、会社情報の開示方法を定めております。また、内部情報の社内管理の統括、会社情報の適時開示における管理責任者として「情報管理責任者」を設置することを定め、取締役会は「情報管理責任者」として総務部長を選任しております。

会社情報の開示は、できる限り早期に行うことを原則とし、「情報管理責任者」が具体的な内容および時期について取締役会の決議を経てこれを行う旨を定めております。ただし、緊急であって取締役会の決議を経る時間のないときは、代表取締役がこれを臨機に処理することとしております。(当該体制の概要図については、【参考資料2】をご参照ください。)

当該開示の方法については、社長室 広報・IR部長が、証券取引所への電磁的方法および報道への資料の配布により行い、開示後速やかに当社ホームページに掲載しております。

【参考資料 1 : 模式図】



【参考資料 2 : 適時開示体制概要図】

